

2006

3

編集・発行 栃木県広報課  
平成18年3月15日発行  
**CONTENTS** [目次]



〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20  
TEL 028-623-2192 FAX 028-623-2160  
栃木県のホームページ http://www.pref.tochigi.jp/



2,016,804人 (前月比-286人、前年同月比+733人)  
◎男1,001,883人 ◎女1,014,921人  
◎世帯数711,554世帯 (2月1日現在)

- |      |                        |
|------|------------------------|
| 1~5面 | とちぎ元気プラン<br>栃木県行財政改革大綱 |
| 6面   | とちぎハサップ<br>新しい県庁舎の整備   |
| 7面   | 県からのお知らせ<br>子どもの医療費助成  |
| 8面   | 地域のおたより<br>市町村への権限移譲   |



栃木県総合計画

# とちぎ元気プラン

2006~2010

## スタート!



私たちには、今、少子高齢化が進み、同時に人口が減少するという、かつて経験したことのない時代を迎えようとしています。

振り返ってみると、戦後の復興から今日に至るまで、私たちは快適な生活を求めて働き続けてきました。その結果、私たちの周りには多くのモノがあふれ、豊かな社会になりましたが、その一方で心の豊かさを求める声が年々高まっているのは何故でしょうか。私たちは、お金やモノでは満たすことのできない、もつと大切なものを見失っていないでしょくか。

これから社会のありようを考えたとき、私は、人と人とが確かな絆でしっかりと結ばれ、様々な絆の中で、人が人らしく生きることのできる社会こそが、真に豊かな社会と呼ぶにふさわしいものだと思っています。すべての人が夢と希望に向かって努力し、社会の一員として積極的に参画していく社会。そうした中で、人は生きることに意義を見出し、そして、郷土に誇りを持つことができると言えます。

社会の原動力は人であり、人のありようが、社会のありようを変えていきます。私は、向上心や規範意識、他人を思いやる心を育むなど、「とちぎの『人間力』」を高め、そして、家庭や地域など社会の様々な絆を結び直し、それぞれの立場を越えて「協働」していくことによつて、誰もが豊かさを実感できる「とちぎ」が、実現できるものと確信しています。

この「とちぎ元気プラン」では、これからの「とちぎ」づくりの原点となる、こうした「人と社会のあり方」を、県民の皆さんと共有すべき三つの基本姿勢として提案しました。そして、この計画を、皆さんと一緒になつて進めることが、「とちぎ」の未来を切り拓いていきたいと思います。

皆さん一人ひとりの力を互いに合わせ、縦横に結びつけることが、「とちぎ」を動かす大きな力となります。「いいひと」と「いいひと」と「つぎつぎ」と「つぎつぎ」、「とちぎ」を合言葉に、元気をつぎつぎに生み出し、そして発信していく郷土「とちぎ」を築いていきましょう。



栃木県知事 福田富一

## 県民の皆さんへ

## 栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」の役割

「とちぎ元気プラン」は、郷土“とちぎ”の将来像の実現に向けて、県民の皆さんと共有すべき基本的な考え方や目標を明らかにするとともに、政策や施策の展開方向など、今後5カ年間に県が行う仕事のすすめ方などを示す県政の基本指針です。

また、県民や企業、各種団体、市町村など、すべての“とちぎ”づくりの担い手が一緒になって考え、行動していくための共通の目標を示すという役割も持っています。

### 計画の期間

平成18年度から平成22年度までの5カ年間の計画です。

## 「とちぎ元気プラン」のあらまし

### “とちぎ”の将来像

# 活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”

わたしたちが目指す将来像は、人々が豊かで活力に満ちた生活を営み、自然や街並み、そして人々の心が美しさとやさしさにあふれ、住む人にも訪れる人にも魅力ある郷土、そして未来の子どもたちにさらなる可能性を約束する郷土“とちぎ”。このような郷土の将来像を実現するため、200万県民の皆さんと一緒にやって、全力で取り組んでいきます。

### 5つの基本目標【基本政策】

県民生活を支える5つの視点からとらえた、わたしたちの目指す基本目標を設定しています

#### 基本目標1 [教育・文化]

#### 知恵にあふれ 心豊かな 人づくり

知識や学力だけではなく、創造性や積極性、協調性を備えた多様な人材を育成します。

#### 基本目標2 [人権・保健・医療・福祉]

#### いのちを やさしく見守る 社会づくり

毎日の暮らしの中で、人と人が認め合い、絆を大切にし、互いが手をさしのべ支え合えるような社会づくりをすすめます。

#### 基本目標3 [農林・商工サービス・労働]

#### 確かな技術と 創造性に富む 産業づくり

豊かな知恵と絶えざる創意を織り込みながら、新しい技術やノウハウ、そして新しい付加価値を創造する産業づくりをすすめます。

#### 基本目標4 [社会基盤・観光・国際化]

#### 快適で にぎわいのある 交流地域づくり

活力ある地域づくりをすすめ、交流の輪が広がり、その交流から新しい文化や情報が発信される、にぎわいの郷土をつくります。

#### 基本目標5 [環境保全・防犯・防災]

#### 安心の くらしを支える 環境づくり

心穏やかに暮らすことができ、自信を持って未来へ引き継ぐことができる、美しくやすらぎに満ちた環境を創造します。

### 重点テーマ

政策分野を越えて重点的に取り組んでいく3つのテーマを設定しています

#### “とちぎの人間力”を高める

#### 社会全体で子育てを支える

#### 個性あふれる地域を創る

### “とちぎ”づくりの基本姿勢

～「新たな“公(おおやけ)”を拓く」～

“とちぎ”づくりの原点となる「人と社会のあり方」を提案しています

#### 地域が自立する“とちぎ”

#### 県民が協働する“とちぎ”

#### 県民一人ひとりが主役の“とちぎ”

### 新たな自治の基盤づくりのために

県が率先して取り組むべき事項を示しています

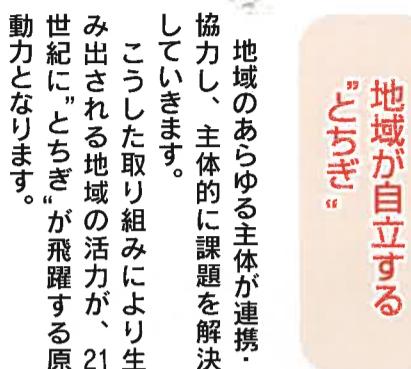
#### “県民との協働による県政” を推進する

#### “地方分権時代を リードする県政” を推進する

#### “効率的で 効果的な県政” を推進する

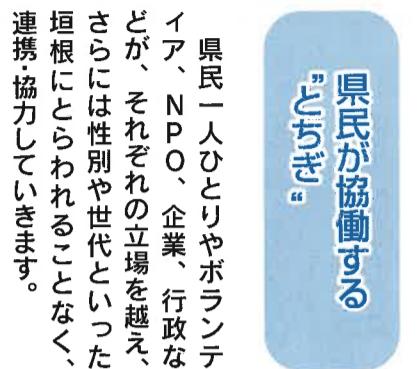
## “とちぎ”づくりの基本姿勢 ~「新たな“公（おおやけ）”を拓く」~

この考え方を県民の皆さんと共有することによって、将来像を実現していきます



地域が自立する  
“どちぎ”

地域のあらゆる主体が連携・  
協力し、主体的に課題を解決  
していきます。  
こうした取り組みにより生  
み出される地域の活力が、21世  
紀に“とちぎ”が飛躍する原  
動力となります。



県民が協働する  
“どちぎ”

県民一人ひとりが  
主役の“どちぎ”



すべての県民が、学ぶこと、  
働くこと、生きることについて、  
その意味や目的、そして  
喜びや楽しみを見出すとともに、  
社会に積極的に参画し、  
貢献していきます。

これからは、行政だけではなく県民も「公（おおやけ）」を担うという考え方に対し、すべての人がお互いの立場や垣根を乗り越えて、郷土の課題に対して一緒に取り組んでいくことが重要です。こうした“とちぎ”づくりの原点となる「人と社会のあり方」を三つの基本姿勢として示しています。

### 重点テーマ

“とちぎ”づくりの基本姿勢を踏まえ、政策分野を越えて重点的に取り組んでいきます

#### “とちぎの人間力”を高める

すべての人々が、人に対する思いやりや責任などを持つとともに、生きることの意味を自覚し、将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、社会の構成員としてあらゆる分野で活躍していく、「人間力」に満ちた“とちぎ”を築きます。

##### ①人づくりの基礎となる家庭教育を充実する

- 親自身の意識改革、「親学習ブログラム」の活用
- 父子手帳の配付、家事・育児・介護等、家庭における男女共同参画の推進
- 親子の対話の励行、「家庭の日」の普及定着
- 孤食の解消や朝食の摂取促進など、食育の推進など

##### ②人間関係をはぐくむ地域の教育力を向上する

- 学校や地域が連携した各種体験活動の機会づくり
- 青少年育成指導者などを中心とした地域組織活動の充実
- 青少年の健全育成のための「とちぎ心のルネッサンス」運動の展開など

##### ③生きる力をはぐくむ

- 少人数学級や補充的・発展的な学習の推進
- 職場体験や奉仕活動などの社会体験活動、自然体験活動の充実
- 地域の自然（伝統・文化等）を中心としたふるさと学習の推進
- 道德教育の充実など

##### ④生涯にわたって学び続けられる環境をつくる

- 県や市町村、大学等が連携した多様な学習機会の創出
- 学習の場としての学校施設の開放など

##### ⑤多様な人材があらゆる場面で活躍できる環境をつくる

- 家庭における男女共同参画の環境整備推進
- 若年者の職業意識の涵養やキャリア形成のための就業の場の開拓
- 機関や事業者との連携による障害者雇用の拡大
- 就業準備校の開設など



ふれあい学習

#### 社会全体で子育てを支える

学校や地域、企業、行政などが、さまざまなかたちから子育てを支える環境づくりをすすめ、結婚や子育てに夢を抱き、子どもを持ちたい人が安心して子どもを持ち、子どもたちはもちろん、周りの人々の笑顔と歓声が絶えることのない“とちぎ”を築きます。

##### ①地域の人々の支え合いで子どもを育てる

- ファミリー・サポート・センターなど地域の子育て支援拠点設置と、相互援助活動の充実
- 民生・児童委員、母子保健推進員などの活動推進
- 児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応
- 学校安全ボランティアなど、学校と地域が連携した防犯体制の確保など

##### ②子育てしやすい職場をつくる

- 男女がともに育児休業や子どもの看護休暇を取り得しやすい職場環境づくり
- 子育てに配慮した勤務形態など多様で柔軟な働き方ができる職場環境づくり
- 出産や育児などで退職した女性が再就職しやすい環境づくりと、事業者による再雇用制度の定着など

##### ③充実した子育て支援体制をつくる

- 子育てや家庭教育などに関する各種相談事業や情報提供の充実



元気に遊ぶ子どもたち

#### 個性あふれる地域を創る

住民自らが創意工夫を發揮して、それぞれの地域が持つ資源や潜在力、可能性を活かすとともに、新たな活力を創造する個性あふれる地域を築き、住む人にも訪れる人にも魅力ある“とちぎ”を築きます。

##### ①地域の魅力を活かす

- 世界遺産「日光の社寺」など県内各地の文化財の保存と活用
- 地域の特色ある歴史や文化等の発掘とそれらを活かしたまちづくり
- 平地林や里山などの豊かな自然環境の保全とふれあいの場としての活用
- フィルム「ミニッショング」活動の推進などによる地域の魅力の発信・創造など

##### ②地域の新たな活力を生み出す

- 子育てや教育、福祉、環境、中心市街地活性化などの地域づくり活動の展開
- 特色ある地域資源を活用した新たなビジネスの創出など
- 共通の地域資源を活かした市町村連携事業の展開
- 道路や交流拠点施設などの充実による地域間交流の拡大など

##### ③笑顔あふれる“とちぎ”を築く

- 県民が提案・実践する協働推進事業の展開
- 共通の地域資源を活かした市町村連携事業の展開
- 道路や交流拠点施設などの充実による地域間交流の拡大など



山あげ祭（那須烏山市）



## 新たな自治の基盤づくりのために

地方分権時代にふさわしい新たな自治を創造していくため、県が率先して取り組んでいきます

- 市町村重視の県政の推進
- ①市町村の自主性・自立性の向上に向けた支援
- 県の権限の積極的な移譲や、「総合的助言制度」の活用
- 市町村合併の推進などにより、市町村の自主的で効率的な行政運営や個性あふれる地域づくりを支援します。
- ②広域的機能の発揮
- 市町村の区域を越えて展開すべき雇用対策や防災対策とともに、全般的な課題等について市町村と連携して取り組んでいきます。

### ”地方分権時代をリードする県政“を 推進する

- ①協働の基盤づくり
- 多様な主体間のネットワーク構築やNPO等の組織基盤の強化を図りながら、市町村とも連携して、協働をするための基盤づくりに取り組みます。
- ②多様な協働の展開
- 民間の活力やノウハウなどを県の業務執行に取り入れるとともに、県民からの提案を受けて事業を開拓する仕組みづくりをすすめるなど、NPOやボランティア、企業等と幅広く協働をすすめます。

「とちぎ元気フォーラム」などの広聴・コメント制度の活用などにより、県民の意見などを的確に把握し、県政に反映させます。



とちぎ元気フォーラム

### ”県民との協働による県政“を推進する

- ①説明責任の徹底
- 情報公開制度の適正な運用に取り組むとともに、広報紙「とちぎ県民だよい広報活動を実施し、説明責任の一層の徹底を図ります。
- ②県民の県政参画の促進
- 「とちぎ元気フォーラム」などの広聴・コメント制度の活用などにより、県民の意見などを的確に把握し、県政に反映させます。

### 地方分権時代に向けた積極的な対応

まちづくりや観光振興などさまざまな分野における近隣県等との広域連携を一層緊密なものとするとともに、道州制などの新たな広域自治制度のあり方の検討をすめるなど、真の地方分権型社会の実現に向けて積極的に行動していきます。また、「栃木・福島地域」への国会等の移転実現に向け引き続き取り組みます。

### 詳しくは…

「とちぎ元気プラン」の全文は、県ホームページ(<http://www.pref.tochigi.jp/genkiplan/>)、各県民センターでご覧になれます。

計画書の購入を希望される場合は、県文書学事課情報公開推進室（北第2庁舎1階）でお求めください。

【問合せ】 県企画調整課  
TEL 028-623-2206  
FAX 028-650-2045

- ①持続可能な財政基盤の確立
- 「中期財政収支見込み」の作成や県債残高を減らす目標値の設定などを通じて、自律的な財政運営を推進します。
- ②歳出の抑制と税収入等の確保
- 徹底した事業の見直しや執行体制のスリム化などにより歳出の抑制を図るとともに、税収入等の確保に努めます。

- ①職員の意識改革と人材育成
- 全庁を挙げての県民サービス向上運動や日々の業務の中での「改善のための気づき」を促す取り組みをすすめるとともに、企画立案能力や問題解決能力を備えた人材を育成します。
- ②地方分権時代にふさわしい組織体制の構築
- 出先機関への権限移譲や適正な定員管理、適材適所の職員配置などにより、簡素で効率的な政策形成型組織を構築します。

- ①選択と集中による業務の推進
- 「とちぎ政策マネジメントシステム」の有効活用により、効率的で効果的な政策形成を図ります。
- ②事務事業の見直し
- 真に必要な業務に集中できるよう、日々の行政活動の中で継続的に事務事業を見直します。
- ③多様な民間活力の活用
- 企業やNPOなどの民間活力を積極的に活用します。

## さらなる行財政改革をすすめるため、 「栃木県行財政改革大綱」を策定しました

### ◇基本的考え方

県では、限られた人材と財源の中で、県の役割の明確化を図り、市町村や民間と協働しながら、県民益の最大化を図るために、『栃木県行財政改革大綱』を策定しました。持続可能な県政の発展に向けて、この大綱に基づき、さらなる行財政改革をすすめます。

この大綱では、「県民中心の開かれた行政の推進」など4つの目標（I～IV）のもとに、具体的な取り組みを示すとともに、できる限り数値目標や実施目標を設定し、改革の成果を着実に上げていくこととしています。

大綱に基づく行財政改革の取り組み状況については、分かりやすい形で公表し、県民の皆さんとの理解と協力を得ながらすすめています。

### ◇推進期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

### ◇行財政改革の具体的取り組み

#### I 県民中心の開かれた行政の推進

- 各種評価システムによる適切な政策評価の実施
- 公共事業における電子入札・電子納品の推進
- 規制改革の推進
- 県民利用窓口の利便性の向上 など

#### II 協働の推進と県の役割の重点化

- 市町村への権限移譲の積極的な推進
- アウトソーシング（外部委託）の推進、指定管理

【問合せ】 県行政改革推進室 TEL 028-623-2225

### 者制度の活用

- 事務事業や県有施設の見直し
- 県出資法人等のあり方の検討 など

### III 簡素で効率的な執行体制の確立

- 未来志向型組織の構築を目指した本庁や出先機関の再編整備
- 定員管理計画に基づく、より一層適正な定員管理と職員配置（右表参照）
- 給与のさらなる適正化と勤務成績を反映した給与システムの構築 など

### IV 持続可能な財政基盤の確立

- 目標を設定して県債残高を減少させるための取り組みの実施（右グラフ参照）
- 目標を設定しての県税滞納額の縮減
- 企業局各事業、病院事業の公営企業のあり方の見直し など

### ◇改革をすすめるために

職員の意識改革と活力ある職場づくりのための取り組み

#### ○5つの視点の徹底

- |             |          |
|-------------|----------|
| ・県民の目線からの改革 | ・成果重視    |
| ・コスト意識の徹底   | ・透明性の確保と |
| ・スピード重視     | 説明責任の徹底  |
- 全庁を挙げての「県民サービス向上運動」、「ひとり一改善」の実施 など

<http://www.pref.tochigi.jp/gyokaku/index.html>

### ○定員管理計画に基づく適正な定員管理

社会経済情勢の変化を踏まえ、定員管理計画に基づき、より一層適正な定員管理と職員配置をすすめます。

定員管理計画（17年4月1日～23年4月1日）

区分	基準年 17年4月1日	目標年 23年4月1日	増減数	増減率 (%)
一般行政部門	5,075	4,685	▲390	▲7.7
教育部門	16,454	15,728	▲726	▲4.4
警察部門	3,570	3,706	136	3.8
公営企業部門	797	763	▲34	▲4.3
合計	25,896	24,882	▲1,014	▲3.9

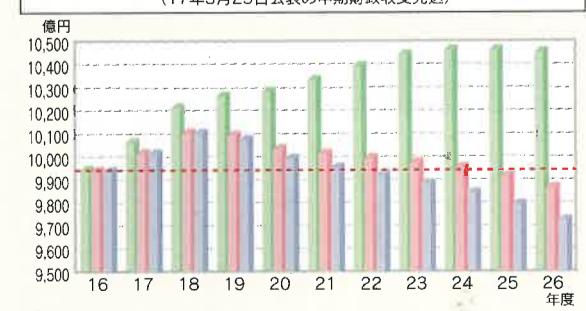
### ○県債発行額の抑制等による県債残高の減少

26年度末の県債残高を16年度末（9,935億円）以下に抑制する目標を設定し、県債に依存しない財政運営を行います。

そのために、投資的経費を19年度から22年度まで毎年度5.5%（目標値①）以上削減します。

### 県債残高のシミュレーション

目標値①	投資的経費を19～22年度は毎年度5.5%削減
目標値②	投資的経費を19年度は10%削減、20～22年度は毎年度5.5%削減
参考	投資的経費を18～21年度は毎年度3%削減 (17年3月29日公表の中期財政収支見込)



\*県債残高は、年度末の残高（17年度は2月補正後、18年度は当初予算時における見込み）です。今後の経済環境の変化や災害の発生状況等によって、試算した数値は大きく変動することがあります。

食品の安全性を高めるため

# 「とちぎハサップ」がはじまります

消費者ニーズの多様化と食品製造技術の高度化・流通の広域化によって、さまざまな食品が市場に出回っています。県は、消費者の皆さんのが安心して食品を選ぶことができるよう、栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）を創設しました。

## 「安全・安心」を 食卓へ

健康な生活をおくために欠かせない食品。O·1やノロウイルスによる食中毒などの事件・事故は、食品安全に対する不安を呼び起しました。

食品の安全性への信頼を

確かなものにし、消費者が再び安心して食卓を囲むことができるようにするためには、これまで県が行つてきたい食品に対する監視と検査による規制に加えて、食

品事業者の自主的な安全確保への取り組みが求められています。県は、とちぎハサップを創設し、食品事業者が積極的に食品の安全管理に取り組んでいくよう支援することとしました。

## とちぎハサップとは

とちぎハサップは、食品製造施設や飲食店などの食品安全管理体制について、県の基準に基づき認証する制度です。

## とちぎハサップは食卓に安全な食品を供給するための制度です



栃木県食品自主衛生管理認証基準等検討委員会  
小久保彌太郎さん

とちぎハサップは、食品事業者が行ってきた安全・安心な食品を供給するという取り組みを県の基準で認証するものです。この制度は、新たな設備の導入を不要とし、既存の設備や人員でも取り組めるので、大規模な工場だけでなく小規模な販売店でも取り組みやすくなっています。

とちぎハサップに認証された商品や施設には、マークを表示します。このマークは、食品事業者が積極的に食品安全管理に取り組んでいる証です。消費者の皆さんのが食品を購入する際に、ぜひ役立てていただきたいと思います。

食品は、食品安全基本法や食品衛生法をはじめ、さまざまな決まり事でその安全性が確保されています。県内の食品事業者には、とちぎハサップの考え方を導入していただき、さらにレベルアップした食品供給体制が築かれることを期待しています。



HACCPを取り入れた製造ライン/両毛食品株式会社(栃木市)

## 一口メモ

### HACCP(ハサップ)とは?

一九六〇年代アメリカの宇宙開発計画の中で、宇宙食の安全性を確保するために考案された食品衛生管理方法が、HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point・危害分析重要管理点)です。完成した食品を検査するだけでなく、食品がつくられる過程全般を厳しく管理して、食品の安全性を高めようとする方法です。国連の食糧農業機関(FAO)と世界保健機構(WHO)の合同機関である食品規格(COD EX)委員会が、各国にその採用を推奨しています。

## 安全に対する意識を高めるために

二年間で、県の特産品や県内に事業所が多いものを中心にして、二十業種程度の認証基準を作成しました。今後またとちぎハサップでは、弁当、そば、うどん、豆腐、ゆば、めんの五業種について認証された施設や製品にはマークを表示し、消費者がより安全な食品を選ぶために役立てることにしています。

とちぎハサップは、食品製造施設や飲食店などの食品安全管理体制について、県の基準に基づき認証する制度です。

とちぎハサップは、原材料の入荷から製造・出荷までの各過程において、製造される食品から異物混入などを分析・予測し、安全管理のためのマニュアルをつくります。そして、加熱時の温度や異物混入を防ぐ仕組みなど、重複して、加工するポイントを

異常を発見するポイントが幾重にも設定されることから、危害が発生する可能性のある食品の出荷を防ぐことなどができます。また、万が一異常が発生しても記録をさかのぼって流通を止めることがができるので、製造された食品の安全性は大きく向上します。



1月に行われたとちぎハサップの事業者向け説明会。食品関連事業者約200名が参加しました



## 整備の見直しと工事の状況

# 新しい県庁舎が完成します

【問合せ】県生活衛生課  
☎ 028-623-3114



完成予想図



県庁舎の工事の状況(平成18年2月撮影)。ホームページで工事着工からどのように見えることができます  
<http://www.pref.tochigi.jp/chousya/jyoukyou/jyoukyou.htm>

【問合せ】県庁舎整備室  
☎ 028-623-2083

平成十六年から始まった県庁舎の建設。平成十七年には、将来の市町村への権限移譲や本府の職員数などを想定して、行政庁舎の規模を見直し、十八階建てから十五階建てに変更しました。現在は、地上部分の鉄骨を組み上げる工事を行っています。先に使用を開始する新議会議事堂の組み上げはほぼ終わり、行政庁舎については、夏ごろまでに終了する予定です。同時に外装仕上げも進みますので、秋には新しい県庁舎の姿が現れます。工事の状況は、工事現場西側の仮囲いを一部透明にしてありますので、歩道から実際のようすを見ることができます。

県民の皆さんにとって親しみやすく、利用しやすい県庁舎とするため、行政庁舎の1~2階に県民相談や各種県政情報提供するコーナーなどを設けることとしています。また十五階には、気軽に立ち寄れる憩いの場として、展望ロビーがあります。なお、これらの施設は、県民サービスの向上のため、夜間や土日の開放も検討しています。

## 利用しやすい県庁に

# 平成十九年度に、新しい県庁舎が完成します



県政情報

## インフォメーション

栃木県からのお知らせです

身障者用駐車場  
身障者用トイレ  
オストメイト対応トイレ

## 募集

## とちぎフレッシュメイトを募集します

- 県産農産物のキャンペーンやイベントに協力いただけるスタッフを募集します
- 応募資格 県内在住で18歳から29歳までの方(高校生は除く) ■募集人数 2名 ■活動期間 6月~1年間(40日程度)
- 応募方法 履歴書と全身写真および顔写真を郵送 ■応募締切 4/10(月)
- 問い合わせ 兵庫農産物マーケティング協会(宇都宮市本町12-11) ☎ 028-626-2150

## 動物愛護ふれあい写真コンクール作品展

- 3/31(金)まで
- 午前9時30分~午後4時 ■県動物愛護指導センター(宇都宮市) ■休館日 月曜、3/22(水)
- 入場無料 ■同センター ☎ 028-684-5458



## 県立図書館の催し

- 子どもの本のつどい ■3/25(土)午後2時30分~3時 ■絵本などの読み聞かせ ■参加無料 ■同館 ☎ 028-622-5112



## ぼ・ぽ・ら茶論(さろん)

- 3/24(金)午後7時~8時30分 ■とちぎボランティアNPOセンター(宇都宮市) ■退職後第二の人生を自分らしく仲間をつくり、そば打ちで地域にも貢献している方を囲んでの交流 ■参加無料 ■当日直接会場へ ■同センター ☎ 028-623-3455



## 案内

## 4月から次の窓口(県出先機関の所管区域)が変わります

## 旧南河内町に関する窓口

- 下野市が設置されたことに伴い、4月から旧南河内町に関する県の窓口が変更となります。新しい窓口は次のとおりです。 ■栃木県税事務所 ☎ 0282-23-3411、県南県民センター(宇都宮市) ☎ 0282-24-5665、県南児童相談所(宇都宮市) ☎ 0282-24-6121、小山労政事務所 ☎ 0285-22-4032、下都賀農業振興事務所(宇都宮市) ☎ 0282-23-3425、県南家畜保健衛生所(宇都宮市) ☎ 0282-22-0188、佐野林務事務所 ☎ 0283-23-1441、栃木土木事務所 ☎ 0282-23-3433、下都賀教育事務所(宇都宮市) ☎ 0282-23-3422

## 那須烏山市と那珂川町の環境等に関する窓口

- これまで県東健康福祉センターで所管していた那須烏山市と那珂川町の環境等に関する業務が、4月から県北健康福祉センターの所管に変更となります。 ■県北健康福祉センター(大田原市) ☎ 0287-22-2257

## 佐野市の保健等に関する窓口

- 佐野健康福祉センターの廃止に伴い、佐野市の保健等に関する業務が、4月から安足健康福祉センターの所管に変更となります。 ■安足健康福祉センター(足利市) ☎ 0284-41-5900

## 那珂川町の生活保護等に関する窓口

- これまで南那須福祉事務所で所管していた那珂川町の生活保護等に関する業務が、4月から那須福祉事務所の所管に変更となります。 ■那須福祉事務所(県北健康福祉センター生活福祉課・大田原市) ☎ 0287-23-2171

## 西方町の生活保護等に関する窓口

- これまで上都賀福祉事務所で所管していた西方町の生活保護等に関する業務が、4月から下都賀福祉事務所の所管に変更となります。 ■下都賀福祉事務所(県南健康福祉センター生活福祉課・小山市) ☎ 0285-21-2216

## 西方町の建築確認に関する窓口

- これまで鹿沼土木事務所で所管していた西方町の建築確認に関する業務が、4月から栃木土木事務所の所管に変更となります。 ■栃木土木事務所 ☎ 0282-23-3748

## ご存じですか?障害のある方への手当制度

- 特別障害者手当 ■手当月額 26,520円 ■対象 日常生活で常時特別の介護が必要な最重度の障害者(20歳以上、施設入所者を除く)
- 障害児福祉手当 ■手当月額 14,430円 ■対象 日常生活で常時介護が必要な重度の障害児(20歳未満、障害を支給理由とする公的年金の受給者と施設入所者を除く)
- 特別児童扶養手当 ■手当月額 1級(重度障害児)50,900円、2級(中度障害児)33,900円 ■対象 心身に障害のある20歳未満の児

## 講座・催し

## 県農業大学校で研修会を開催します

## ○宮農技術研修(稲作栽培の基礎技術)

- 4/19(水)~全5回 ■対象 県内で農業を営んでいる方 ■定員 20名 ■受講無料(教科書代等は別途) ■申込締切 3/30(木)

## ○新規就農希望者研修基礎コース

- 4/24(月)~全14回 ■対象 県内で農業を始めたい、63歳までの方 ■定員 10名 ■受講無料(教科書代等は別途) ■申込締切 4/10(月)

■同校 ☎ 028-667-4944

## 麻しん風しんの予防接種の受け方が変わります

4月から麻しん風しんの予防接種は、混合ワクチンによる2回接種になります。第一期は、1歳から2歳まで。第二期は、小学校入学前の1年間。まだ予防接種を受けていない場合は、かかりつけ医に相談し、早めの予防接種をおすすめします。

## 7歳未満のお子さんは誕生日をご確認ください

## 1998年10月2日~2004年4月1日生まれの方

麻しん風しんの予防接種をそれぞれ受けていない方は、3月31日までにどちらも接種を済ませてください。

## 2004年4月2日~2005年4月1日生まれの方

麻しん風しんの予防接種をそれぞれ受けていない方は、3月31日までにどちらも接種を済ませてください。なお、どちらも受けおらず、どちらも患ったことがない場合には、4月1日以降2歳の誕生日を迎える前日まで、新制度による麻しん風しん混合ワクチンを接種することもできます。

## 2005年4月2日生まれ以降の方

4月1日からの麻しん風しん混合ワクチンの接種を受けてください。  
〔問い合わせ〕詳細はお住まいの市町村窓口または県健康増進課 ☎ 028-623-3086



## 4月から子どもの医療費助成が拡大します



子どもが病気やけがで医療機関にかかった際の医療費等を助成する「乳幼児医療費助成制度」の内容を拡充し、4月から「子ども医療費助成制度」としてスタートします。

## 対象年齢

入院・通院とも「小学校3年生まで」拡大します(従来は未就学児対象)。

## 給付方法

3歳未満(3歳の誕生日の前日の属する月の末日まで)の方

入院・通院とも、医療機関窓口での支払いがいらない現物給付を導入します。

## 3歳から小学3年生までの方

これまでどおり、いったん医療機関の窓口で医療費をお支払いいただきます。後日、市町村の医療担当課に申請していただくと、自己負担を控除した額が指定の口座等に振り込まれます(償還払い)。

## 自己負担

3歳未満の方 自己負担はありません。

## 3歳から小学3年生までの方

入院・通院とも、医療機関ごと(総合病院などで複数の診療科にまたがる場合は各診療科ごと)に月500円を上限として負担していただきます。これを超える金額を助成します。

## 例えば

4月中に5歳の子どもが風邪でA病院の小児科を受診した場合(医療費3,000円、被保険者負担金900円(医療費の3割))

窓口でいったん被保険者負担金900円をお支払いいただきます。翌月、所定の申請書に医療機関からもらう証明または診療報酬点数の分かる領収書を添付して、お住まいの市町村の医療担当課に申請してください。自己負担500円を控除した400円が指定の口座等に振り込まれます。

市町村により対象年齢等をさらに拡大しているところもあります。

詳しくはお住まいの市町村の医療担当課へお問い合わせください。

〔問い合わせ〕県児童家庭課 ☎ 028-623-3064

童の父母または養育者(障害児が、障害を支給理由とする公的年金の受給者の場合や施設入所者の場合を除く)お住まいの市町村福社担当課、最寄りの健康福祉センター、県障害福祉課 ☎ 028-623-3020

## 県立文書館の閲覧室特別休館のお知らせ

館内整理のため、4/3(月)・4(火)は閲覧室を休館します。同館 ☎ 028-623-3450

## 点字・声の広報を発行しています

視覚に障害のある方のために、点字と音声(カセットテープ)による広報を毎月1回発行しています。ご希望の方は県広報課(☎ 028-623-2192)へご連絡ください

## 「とちぎ県政出前講座」にご注文を!

県民の皆さんのご要望に応じて県職員が出向き、県政をわかりやすく説明する「とちぎ県政出前講座」を実施中です。教育・福祉・環境のことなど豊富なメニューからお選びください。PTAや自治会、地域のサークルや企業の研修会などでもご利用いただけます。ご注文をお待ちしています。

同館広報課 ☎ 028-623-2164

## 県の広報番組

## クローズアップとちぎ

毎週日曜9:00~9:30  
(再)月曜22:00~22:30

3月19日 青年の力を地域の力に  
~次世代青年リーダーの育成~  
26日 持続可能な県政の発展に向けて  
~栃木県の行政改革~

4月2日 安心で元気な「とちぎ」づくり  
~平成18年度県政の基本方針~  
9日 平成18年度当初予算  
16日 交通事故のない社会を目指して

## なるほど!とちぎ

毎週土曜9:00~9:30  
(再)日曜20:00~20:30

## こちらとちぎ調査隊!

毎週土曜9:00~9:30  
(再)日曜20:00~20:30

4月1日 ルリちゃんを調査せよ!  
8日 子どもの安全確保対策  
15日 とちぎのトマト

## とちぎ子ども救急電話相談



お子さんが急な病気やけがで心配なとき、ご相談ください。家庭での対処方法などを、経験豊富な看護師がアドバイスします。

028-600-0099

ご家庭の電話がブッシュ回線の場合は、局番なしの#8000

●相談時間 毎日・午後7時~午後11時  
(問合せ) 県医事厚生課 ☎ 028-623-3157

あかちゃんすくすく  
テレフォン相談

乳幼児の育児・しつけ・医療などに関する悩みや不安などをご相談ください。

028-623-4152

## 相談時間

●保健師等が回答します  
月~土曜(祝日、年末年始、5/30を除く)、午前10時~午後5時

●小児科医師が回答します  
木曜(祝日、年末年始を除く)、午後2時~4時

電子メール相談 akasuku@abeam.ocn.ne.jp

ファックス相談 FAX 028-626-5781

●電子メールやファックスで受け付けた相談については、「テレフォン相談」と同じ時間となります。

●4月からテレフォン相談、ファックス相談は上記の番号のみとなります。

(問合せ) 県児童家庭課 ☎ 028-623-3064

